

戦時期の「女子労務管理研究」と女性労働者の健康

——労働科学研究所を中心に——

堀 川 祐 里

本稿は、戦時期に盛んになった「女子労務管理研究」について、特に労働科学研究所で行われた研究を中心に考察していくものである。

戦時期において、経済的必要性からは賃労働をする必要がない階層の未婚女性を労働現場に引き出すため、「女子労務管理研究」が盛んに行われるようになる。

その担い手のうちでも労働科学研究所の古沢嘉夫は、労働力を提供しながらもその労働環境を配慮されることなく酷使されていた、既婚女性労働者の保護という視点を持っていた。動員政策以前から、経済的な必要性により賃金労働をしていた既婚女性は、動員政策上は動員の対象ではなかったため、その保護は等閑視された。そのため、「女子労務管理研究」において、古沢のように階層を視野に入れ、生計を維持するために働かなければならないような既婚女性労働者の分析がなされているものは限られる。

しかしながら、古沢には戦時下における研究の諸制約もあった。「女子労務管理研究」に見られる研究者の制約は、彼らの戦時下における葛藤を浮かび上がらせている。

はじめに

本稿は、戦時期に盛んになった「女子労務管理研究」について、特に労働科学研究所¹⁾で行われた研究を中心に考察していくものである。

戦時期の「女子労務管理研究」に関する先行研究の先駆は田邊(1967)である。田邊は、

1) 1919年に倉敷紡績社長の大原孫三郎により大原社会問題研究所が創立され、1921年に大原社会問題研究所の研究員であった医学者暉峻義等を所長として倉敷労働科学研究所が創立された。1936年に倉敷労研は解散、日本学術振興会に寄託され東京へ移転する。1937年に日本労働科学研究所が設立されるが、1941年に産業報国会に統合され、大日本産業報国会労働科学研究所となる。1945年、大日本産業報国会解散に伴い労研も解散し、財団法人労働科学研究所として再建される。1971年に研究所は川崎市へ移転し、2012年には公益財団法人労働科学研究所となる。2015年に名称を公益財団法人大原記念労働科学研究所と変更し、東京都渋谷区に移転した(公益財団法人大原記念労働科学研究所ホームページ, 2017年3月3日アクセス確認, <http://www.isl.or.jp/information/history.html>)。

戦時下における男子の兵力調達および経済の軍事化に伴い、政府が労働力統制や女子労務管理に対する指導を行うようになったことを指摘した。1941年以降、戦争が長期化の様相を呈したため、「女子についても、労務管理研究」が積極的に行われたと述べ、「当時の女子労務管理についての文献の多さには目をみはるばかり」だとしている。田邊は、女子労務管理が、これほど論議、研究されたのは、戦前、戦後を通じて他にないとし、「現代婦人労働運動の要求事項のようにみえる事柄が、政府の、または個別資本の労務管理の必要上から実施されたという事実は、現在より進歩的な側面をもって」としている²⁾。

田邊(1967)の後、「女子労務管理研究」は、戦時期の「母性」論として分析された。白石(1980)は、戦時下で労働保護法の機能が停止していく一方で、「女子労務管理研究」が進んだという事実から、それらの研究は人口政策上、「日本の帝国主義支配をうちたてるために」母性保護を求めたとした³⁾。続いて中寫(1984)は太平洋戦争突入後の女性論、女性観の特徴は、「女子労働者の最大限の活用」のための研究が多くなることだとしている。「女子労務管理研究」が女子の労働力としての能力開発や技能の向上のための緊急の基礎研究として活かされていったとし、そのなかでは、「日本の伝統的家族観の上に立った母性尊重が優先する勤労観」が主張されたとする⁴⁾。

このように展開されてきた「女子労務管理研究」の業績に次いで、塩田(1986)は、「女子労務管理研究」と動員政策との関係について分析した。塩田は、1943年ごろからの戦局の悪化に伴い、中産階級以上の未婚女子を女子勤労挺身隊に強制的に動員するにあたって、女子を対象とした労務管理研究が盛んに行われるようになったことを明らかにした。「女子勤労管理講習会資料」を用いて戦時期の女子労務管理の内容を分析しており、女子労務管理についての分析視角に「皇国勤労観」を用いた⁵⁾。

この「女子労務管理研究」について、それまでその担い手が着目されることはあまりなく、研究書の著者の名前や所属が挙げられる程度であった⁶⁾。そのような研究状況のなか

2) 田邊照子(1967)「戦時中の女子労務管理」(『労務研究』第20巻第3号)2-3ページ。

3) 白石玲子(1980)「戦時体制下における母性保護法制の動向」(『阪大法学』114号)31, 46-51ページ。なお、白石が依拠している渡辺(1978)では、国家総動員法が公布される1938年以降の時期に、「労働立法の本筋が労働保護立法ではなくて、人的資源確保のための労務統制法に転換をする」と分析している。その後1941年以降、「労務統制法と表裏一体であった人的資源の保護法」は「破綻せざるをえなくな」る。渡辺洋三(1978)「日本戦時法体制総論」(『社会科学研究』第30巻)128, 142-144ページ。

4) 中寫邦(1984)「国家的母性—戦時下の女性観」(女性学研究会『女のイメージ—講座女性学1>』勁草書房)245-250ページ。

5) 塩田咲子(1986)「戦時期の女子労務管理—女子保護の背景」(『婦人労働』第11号)84-91ページ。

6) 白石, 前掲書, 31, 49-51ページ; 中寫, 前掲書, 248-251ページ。

で、塩田は労働科学研究所に着目した⁷⁾。女性労働の「適職配置」が労働科学研究所の調査研究に基づくものであり、女性労働保護の内容は、「労働科学研究所の実態調査の積み重ねによる成果を根拠とした現実論であった」と評価している⁸⁾。

そこで、本稿では、「女子労務管理研究」の担い手のなかでも労働科学研究所（以下、労研とする）を中心に考察するが、特に研究員であった古沢嘉夫に着目したい。

従来の業績において、戦時下の労研についての分析としては、三浦（1981）、（1984）、（1990）などがあるが、労研の研究者として着目されてきたのは特に桐原葆見であった。後述するが、桐原は労研の創立当初からの研究者であり、心理学の方法を用いて女性労働を研究した人物である。これまで、戦時期にかけての彼の活動や言説の変化については大門（1987）、早川（1991）、裴（1996）、（2000）、木村・前田（2000）などが分析を行ってきた⁹⁾。

本稿では、古沢嘉夫に着目する。後に詳述するが、彼は戦時期に労研に勤めていた研究者であり、産婦人科の知見から研究を発表している。これまで、古沢の研究の存在は、塩田（2000）のほか中畠（1984）¹⁰⁾、早川（1991）¹¹⁾、佐藤（2003）¹²⁾などで着目されてきた。しか

7) 塩田（1986）、前掲書、88-90ページ。なお、塩田は、塩田（1984）、（2000）でも労働科学研究所について言及している。

8) 塩田の研究は、田邊のほかには着目されてこなかった、女子労務管理研究の意義を確認する要素が強い。塩田は、戦中には実を結ばなかったとしても、その研究成果が戦後へとつながっていくことから、「労働者保護を唱えることすら『非国民』の範疇にあった戦時下に、相当な水準の保護を明記した管理方策が政府レベルで作成された背景には、労働科学研究所や厚生省内の谷野氏らILO条約尊重派ともいえる人々の努力があったことを特記しなければならない」と述べている。同書、90ページ。

9) 三浦豊彦（1981）『労働科学叢書62 労働と健康の歴史 第4巻—十五年戦争下の労働と健康—』労働科学研究所出版部。同（1990）『労働科学叢書88 労働と健康の歴史 第6巻—労働衛生通史・他—』労働科学研究所出版部。特に桐原に対して厳しい批判を行っているのは裴（2000）である。裴は、桐原の著作は戦時体制下において女子労働者を叱咤激励するためのものであり、桐原の「勤労観」は「戦前期の一般思潮を平均的に代表する地平を保持していた」と分析した。裴富吉（2000）『労働科学の理論と実際—産業心理学者 桐原葆見の学問と思想』批評社、81ページ。さらに労働科学は「資本主義体制じたいに関する根本的な議論を棚上げしてきた」と批判する。同書、15ページ。

10) 中畠、前掲書、248ページ。

11) 早川紀代（1991）「戦時期の母性論」（東京歴史科学研究会婦人運動史部会『女と戦争 戦争は女の生活をどう変えたか』昭和出版）262、268-269ページ。早川（1991）は、「論者によって人口政策の強調に強弱がある」ものの、「生産増強の一層の強化と人口増殖の二重の使命を女性が実現するために母性保護を主とする女子労務管理論が盛行した」と指摘する。さらに、高い技術的知識を得た女性は賢い母になれるという「就労による母性の完成論」は「母の育児の強調へ視野を移した」としている。同書、271ページ。

12) 佐藤千登勢（2003）『軍需産業と女性労働—第二次世界大戦下の日米比較』彩流社、231-232ページ。なお、佐藤（2003）は、戦時下の女子労務管理研究について、労働科学研究所や産婦人科医に

し研究書の一節について取り上げられることはあっても、研究者としての視点や、戦時下における諸制約が考察されることはなかった。

よって、本稿では古沢の著書である『婦人労務者保護』を通して、彼の持った研究への視点と制約について論じる。まず、戦時期の「女子労務管理研究」が盛んになる過程をたどり、戦前の労研における女性労働研究について見ていく。次に、『婦人労務者保護』について考察するが、その際には、動員政策による影響とともに、『婦人労務者保護』がその後の政府の動員政策上の方針に取り入れられたと考えられる点について注目したい。その上で、古沢の研究者としての視点とともに、戦時下における諸制約について、桐原と比較しながら分析したい。

1. 「女子労務管理研究」の契機

戦時期の「女子労務管理研究」は、1930年代末葉から行われた女性動員政策を推し進めるために、1943年頃から盛んに取り組まれた¹³⁾。

表1-1は戦前の女性労働関連事項を年表にまとめたものである。戦時下の女性動員政策は、1939年に、太平洋戦争の準備段階としての労働者の「給源」確保のため、「労務動員計画実施ニ伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」¹⁴⁾の通牒が発せられるところから始まった¹⁵⁾。その後、1941年「国民勤労報国協力令」により勤労報国隊が編成されるようになる¹⁶⁾。1943年の「女子勤労動員ノ促進ニ関スル件」¹⁷⁾では女子勤労挺身隊を自主的に結成させる制度を主として採用するとしたが、動員対策としては消極的なものであった。政府は1944年に「女子挺身隊制度強化方策要綱」により強制加入制度を確立し、さらに法的根拠を与えることによって女性勤労動員を一層強化するために「女子挺身勤労令」を公布した¹⁸⁾。

表1-1を見ると、満州事変以降、いわゆる母性保護運動と呼ばれた、女性の性と生殖に関する健康を守るための運動は弱体化した。これは戦時下において労働運動が弱められたことによるものである。最終的に1940年以降、産業組織は産業報国会に統合され、労働現場は戦時体制一色となった。

運動がなくなり、女性労働者自身が性と生殖に関する健康への要求を行うことは極めて難

よる調査が行われたことを記しているが、佐藤は先に述べた桐原について「先駆的な役割を果たした」と評価している。同書、232ページ。

13) 塩田(1986)、前掲書、86-90ページ。

14) 以下、「就職ニ関スル件」と表記する。

15) 労働省(1961)『労働行政史 第1巻』労働法令協会、924ページ。

16) 同書、1086ページ。

17) 以下、「促進ニ関スル件」と表記する。

18) 労働省、前掲書、1121-1134ページ。

表 1-1 戦前の女性労働関連事項

		一般事項	労働組合に関する事項	女性労働に関連する事項
1886	6月			山梨県甲府の雨宮製糸紡績場争議（日本最初の工場労働者による争議）
1897	7月		労働組合期成会の設立	
1900	3月		「治安警察法」公布	
1908				長野県で「女教員妊娠規定」が全国に先駆けて施行。
1911	3月			工場法公布
1912	8月		友愛会結成	
1916	6月		友愛会が婦人部を設ける	
1916	9月			工場法施行
1916				この頃を境にして、教師、タイピスト、電話交換手、事務員などの職業婦人が急速に増大する
1917	10月			第1回全国小学校女教員大会にて母性保護が議論される
1918				与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄、山田わかの間に母性保護論争が起る
1919	8月		友愛会第7周年大会にて大日本労働総同盟友愛会と改称	
1919	10月		ILO 第1回国際会議がワシントンで開催	
1920	10月		大日本労働総同盟友愛会から日本労働総同盟友愛会へ改称	
1920	10月			第2回全国小学校女教員大会にて産前産後8週間休養全額支給を決議し、文部省に建議
1921	10月		日本労働総同盟友愛会から日本労働総同盟へ改称	
1922	9月			文部省は「産前産後の休養に関する文部省訓令」を発令
1922	11月		内務省の社会局が外局として創設	
1923	3月			改正工場法公布
1923	9月	関東大震災		
1923	10月			文部省は「産前産後の休養に関する文部省訓令」に関する「取扱い具体化のための通牒」を発令
1925	5月		日本労働組合評議会の結成（総同盟第1次分裂）	
1926	6月			工場法施行規則改正
1926	7月			改正工場法施行
1926	12月		日本労働組合同盟の結成（総同盟第2次分裂）	
1926				この年の前後から1年余にわたって評議会による婦人部論争が起る
1927	5月		評議会第3回大会において本部の婦人部設置が可決	
1927	6月			評議会婦人部は「婦人部当面の任務」を作成し、その中で日常的な要求として10項目を掲げる
1927	8月		総同盟第6回中央委員会で「婦人部機関誌発行の件」が正式に可決	
1927	9月			労農党の提唱により、五法律獲得全国協議会を開催
1928	4月		評議会の解散	
1928	12月		日本労働組合同盟全国協議会（全協）結成	

1929	7月			女子の深夜業が全面的に禁止される
1929	9月		労働組合全国同盟の結成（総同盟第3次分裂）	
1930	6月		全国労働組合同盟の結成	
1931	9月	柳条湖事件 （満州事変）		
1931	11月			千寿食品研究所が生理休暇を獲得
1931	11月			総同盟第20回大会は、工場法改正要求のひとつとして「女工手生理休日五日間要求の件」を可決
1932				万工舎が生理休暇を獲得
1932	9月		日本労働組合同盟（組合同盟）の結成	
1936	1月		全国労働組合同盟（全労）と合同して全日本労働総同盟（全総）となる	
1937	3月			母子保護連盟などによる婦人運動の成果として母子保護法が成立
1937	7月	盧溝橋事件 （日中戦争）		
1937	8月			「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定
1938	1月			厚生省が設置・発足
1938	4月			「国家総動員法」公布
1939	3月			「工場就業時間制限令」公布
1939	7月			「国民徴用令」発令
1939	10月			厚生省職業部長および労働局長により「労務動員計画実施ニ伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」の通牒が地方長官宛に発せられる
1939	11月		全総の分裂	
1940	2月			「青少年雇入れ制限令」公布
1940	7月		総同盟が自発的解散を決議	
1940	11月		大日本産業報国会創立	
1941	1月			「人口政策確立要綱」を閣議決定
1941	8月			「労務緊急対策要綱」を閣議決定
1941	9月			「昭和16年度労務動員計画」により女子の動員の拡充強化が図られる
1941	10月			国民職業能力申告令中改正に伴い、女子を新たに国民登録の要申告者に追加した。16歳以上25歳未満の未婚女子を要申告者とした
1941	11月			「国民勤労報国協力令」公布
1941	12月	太平洋戦争開始		
1942	5月			労務動員計画が「国民動員計画」と名称を変更され全国的な動員規模となる
1942	2月			「重要事業場労務管理令」公布
1943	1月			「生産増強勤労緊急対策要綱」を閣議決定。
1943	3月			「戦時行政特例法」制定
1943	5月			「昭和18年度国民動員実施計画策定ニ関スル件」により、国民勤労報国隊の常設化と、動員対象の年齢を拡張（女子12歳以上40歳未満）した
1943	6月			「工場就業時間制限令」の廃止
1943	6月			戦時行政特例法の制定に伴い、「工場法戦時特例」を公布。工場法から産前・産後の休暇と哺育時間を除く母性保護規定が失われる

1943	9月			次官会議にて「女子勤労員ノ促進ニ関スル件」が決定
1944	3月			「女子挺身隊制度強化方策要綱」を閣議決定し、女性挺身隊への強制加入制度を確立
1944	6月			「女子挺身隊受入措置要綱」を次官会議にて決定
1944	8月			「女子挺身勤労令」公布により、強制参加に法的根拠を与える
1944	8月			「学徒勤労令」公布
1944	11月			女子の現員徴用が行われる
1945	3月			「国民勤労員令」発令
1945	8月	敗戦		

(出所) この年表は、以下の文献、資料から筆者が作成したものである。

浅倉むつ子 (1991) 『男女雇用平等法論—イギリスと日本』ドメス出版；新井淑子 (1982) 「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について—全国小学校女教員大会を中心に」(『教育学研究』第49巻第3号) 265-274ページ；石月静恵 (1996) 「戦時下民衆女性の戦争協力」(『歴史評論』第552号) 57-66ページ；井上清 (1949) 『日本女性史』三一書房；今井小の実 (2005) 『社会福祉思想としての母性保護論争—“差異”をめぐる運動史』ドメス出版；川口和子 (1973) 「戦前・戦後の母性保護・平等要求の特質」(『賃金と社会保障』第624号) 34-39ページ；北川信編 (1985) 『婦人工場監督官の記録 谷野せつ論文集(上)(下)』ドメス出版；齋藤慶子 (2014) 『「女教員」と「母性」—近代日本における〈職業と家庭の両立〉問題』六花出版；桜井絹江 (1987) 『母性保護運動史』ドメス出版；白石玲子 (1980) 「戦時体制下における母性保護法制の動向」(『阪大法学』第114号) 29-62ページ；ジャネット・ハンター／平川幸子訳 (1972) 「お国の母?—太平洋戦争時代の日本の女性と労働」(『軍事史学』第164号) 7-25ページ；女子労働問題研究会／共同研究(嶋津千利世・川口和子・桜井絹江・隅内徳子・橋本宏子・本多信子・松尾多賀) (1962) 「合理化と母性保護運動」(『労働運動史研究』第29号) 1-35ページ；鈴木裕子 (1991) 『女性と労働組合(上)—労働組合婦人部の歴史』れんが書房新社；高橋保 (2008) 「戦時下の女性労働政策(2・完)」(『創価法学』第37巻第2/3号) 1-17ページ；東京歴史科学研究会婦人運動史部会 (1984) 「戦時下の日常生活とその崩壊—日中・太平洋戦争と総力戦体制」(『歴史評論』第406号) 30-54ページ；中冨邦 (1984) 「国家的母性—戦時下の女性観」女性学研究会『女のイメージ<講座女性学1>』勁草書房、235-263ページ；法政大学大原社会問題研究所 (1999) 『日本の労働組合100年』旬報社；堀サチ子 (1984) 「十五年戦争下の女子労働」(『歴史評論』第406号) 14-29ページ。

しくなった。その一方で、「母」としての女性の身体を保護しようという言説は政府によって唱えられるようになるが、それは戦争完遂を目的とした人的資源増大のための政策であった。女性は「産業戦士」として軍需品生産のための生産力増強に向けた労働力の提供と、「産めよ殖やせよ」という人口増殖への協力という二重の任務を課せられた¹⁹⁾。

上記に見た勤労報国隊や女子勤労挺身隊の編成には父兄の反対が強く、結成は円滑には行われなかった。それは、これらの動員政策が経済的事情からは働く必要のない階層に属する未婚女性を動員するためにとられた動員政策であったためである²⁰⁾。経済的な理由から働く女性たちが労働現場に出尽くし、政府はそれまで働く必要性のなかった女性たちを新たな労働力にしたいと考えた²¹⁾。しかし当時は、農村、都市を問わず、中流以上の階層には、女子

19) 桜井絹江 (1987) 『母性保護運動史』ドメス出版、64-65ページ。

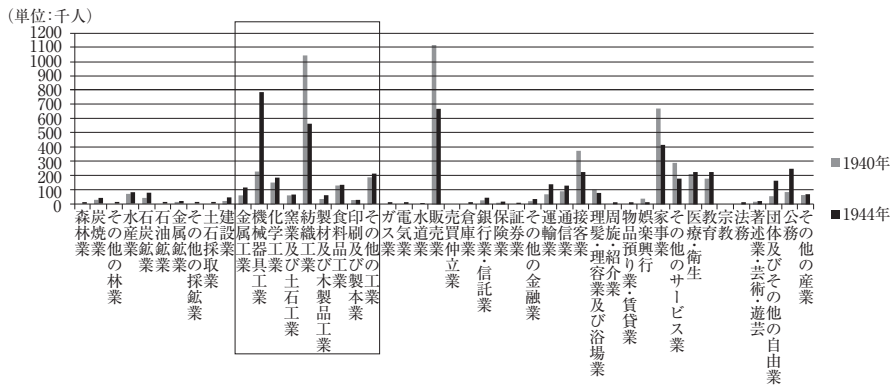
20) 勤労報国隊や女子挺身隊へは、既婚女性も志願すれば入隊できることとなっていた。そのため、勤労報国隊員や女子挺身隊員として、労働に従事した既婚女性も一定割合存在していたと考えられる。堀サチ子 (1991) 「十五年戦争における女子労働政策と既婚女子労働者」(東京歴史科学研究会婦人運動史部会『女と戦争 戦争は女の生活をどう変えたか』昭和出版) 136-137ページ。

21) 情報局 (1943) 『週報』第346号、28ページ；奥健太郎 (2009) 「戦時下日本の労務動員と政府宣

は女学校卒業後、妻や母となるための躰などを身につけて結婚するのが「良家の娘の条件」という観念があった。そのため未婚女性が職業を持つこと自体が忌避されており、まして工場労働は卑賤視されたのであった²²⁾。

この時期の女性労働者の就業する産業の変化を特徴づけるものとして製造業の内訳について見ると、図1-1では1940年から1944年にかけて紡織工業の大幅な労働力の減少と機械器具工業の労働力の著増が見られる。これは、女子の就業を繊維から重工業方面に誘導した結果であり、その最も多い配置先が軍需工業たる機械製造工場、航空機及び部品製造工場であったことによるものである²³⁾。

図1-1 女性非農業有業者数の比較（1940年，1944年）



(1) 農業	(4) 鉱業	(6) 製造業	(7) ガス・電気・水道業	(9) 金融業	(11) サービス業	(12) 自由業	(14) その他の産業
農業	石炭鉱業	金属工業	ガス業	銀行業・信託業	接客業	医療・衛生	その他の産業
	石油鉱業	機械器具工業	電気業	保険業	理髪・理容業及び浴場業	教育	
(2) 林業	金属鉱業	化学工業	水道業	証券業	周旋・紹介業	宗教	
森林業	その他の採鉱業	窯業及び土石工業		その他の金融業	物品預り業・賃貸業	法務	
炭焼業	土石採取業	紡織工業	(8) 商業		娯楽興行	著述業・芸術・遊芸	
その他の林業		製材及び木製品工業	販売業	(10) 運輸通信業	家事業	団体及びその他の自由業	
	(5) 建設業	食品工業	売買仲立業	運輸業	その他のサービス業		
(3) 水産業	建設業	印刷及び製本業	倉庫業	通信業		(13) 公務	
水産業		その他の工業				公務	

(注) 1940年データは「国勢調査」(1940年10月1日), 1944年データは「昭和19年人口調査」(1944年2月22日)。
 (出所) 中村隆英・新居玄武(1977)「太平洋戦争期における有業人口の推計—1940—1947年」(『社会科学紀要』第27号) 107-129ページより筆者作成。

伝—『写真週報』に描かれた女性労働」(『法学研究』第82巻第2号) 慶應義塾大学法学研究会, 338ページ。

22) 板垣邦子(2005)「農村」(早川紀代編『戦争・暴力と女性2 軍国の女たち』吉川弘文館) 151ページ。

23) J. B. コーヘン / 大内兵衛訳(1951)『戦時戦後の日本経済 下巻』岩波書店, 38-51ページ;

この時期には「工場法戦時特例」が公布されていた。第2条1項により、工場法における女性労働者保護規定であった就業時間制限、深夜業禁止、休日・休憩時間設定を、厚生大臣の指定する工場には適用しないこととなった。さらに第3条により、地方長官の許可のもとに、危険有害業務についても厚生大臣の定めた業務には就業させることを許可した²⁴⁾。ここにおいて女性保護規定は産前・産後の休暇と哺育時間に矮小化された²⁵⁾。

そのような状況下において、一部の女性知識人たちには「女性徴用」を積極的に進めようとする動きがあったものの²⁶⁾、政府は、軍需産業それ自体に女子にふさわしい就労条件や適性職種を実現することが容易ではないと判断していた²⁷⁾。

よって、実際に未婚女性が働く現場の改善は難しいことを理解していた政府当局が、女子挺身隊の導入に当たって重要としたのは、娘を挺身隊に出さねばならない家族の不安を払拭することであった。経済的には娘を働かせる必要のなかった家庭において、未婚女子を工場労働に出すことに否定的であった理由は、女子の労働を蔑視する社会風潮のほか、工場の受け入れ態勢への不安であった²⁸⁾。そのため女性保護規定が廃止されているという状況は変わらない一方で、政府は工場に対して受け入れ準備や労務管理の形成を強力に指導することとなったのである²⁹⁾。

さらに、子どもを産むという生殖能力に対する大きな期待や、基幹労働力の再生産のために主婦が必要であるという現実的な問題もあったために、女性自身も将来の結婚や母性の完成までを犠牲にしてまで労働するという考えを持っていなかった。このような状態を国家の力で改めるということは、それまでの女子に対する政策と相反するために困難なことであった。そのため、「『働きたい』という女子の主体的な強い自覚が必要」となり、「その自覚を促す啓蒙運動が展開されなければならなかった」³⁰⁾。

塩田咲子(2000)『日本の社会政策とジェンダー—男女平等の経済基盤』日本評論社、5ページ。

24) 島田信義(1978)「日本における母性保護と平等」(嶋津千利世・犬丸義一編『現代の婦人労働 第2巻 男女平等と母性保護』労働旬報社)49-50ページ。

25) 白石、前掲書、42-43、56ページ。

26) 堀サチ子(1984)「十五年戦争下の女子労働」(『歴史評論』第406号)20ページ。

27) 塩田咲子(1984)「戦時期日本の女子労働について」(『高崎経済大学論集』第27巻第1号)121、129-130ページ。

28) 同書、121ページ。

29) 同書、125-126ページ；北川信編(1985b)『婦人工場監督官の記録 谷野せつ論文集(下)』ドメス出版、259-266ページ。なお、十五年戦争期は、それまでの良妻賢母主義の位置づけは揺らぎ、いかに女性の力を引き出すかが問題となったため、近代以降の日本の歴史のなかで最も女性論が数多く語られる時期である。中畠、前掲書、237-246ページ。

30) 大門泰子(1987)「十五年戦争下における『女子勤労』—桐原葆見を中心として」(『史艸』第28号)12-13ページ。

戦時期の女性労働が労働力の不足を臨時的に補い、「平常にもどった場合のクッションとして」位置づけられていたことにより、戦時体制が継続している間だけは能率よく生産増大に協力させるために、「労働意欲を高めるための労務管理対策」がとられねばならない、という事情もあった³¹⁾。

以上のような背景から、さまざまな担い手によって「女子労務管理研究」が盛んに行われるようになっていく。男性労働者を対象にしたものを含め³²⁾、1943年をピークとして労務管理研究が盛んに行われるようになっていくが、このころに行われた労務管理研究は、いくつかの企画にまとめられて出版されている。東洋書館において全30巻で企画された『労務管理全書』、同時期に同じく東洋書館より『女子勤労管理全書』全10巻、ほかに『産業科学叢書』や『労働科学叢書』などが企画されているが、全ての出版は見えていない³³⁾。

表1-2より研究書の著者の肩書きを見ると、「厚生省技師」、「産業報国会厚生部」、「大政翼賛会」や帝国大学教授などが並ぶほか、民間企業の労務課長や福利課長らも名前を連ねている。政府から民間までの機関や個人により、幅広い研究協力が行われていたことが推察され、本稿で着目する労働科学研究所もそのうちの1つであった。

研究書が取り扱った主題は、労働配置、賃金制度、工場安全など労務管理全般について多岐にわたっており、「事業経営並に労務管理の衝に当つて居られる方々」³⁴⁾や、「現に勤労女子の指導に携はり関心をもつ者」³⁵⁾など、労働者の管理・指導に当たる者に向けて企画されていた。

31) 田邊照子(1989)「第二次大戦と婦人労働」(『明治大学社会科学研究所紀要』第27巻第2号)233ページ。

32) 1930年代後半は、軍需拡大に主導されて重化学工業化が進展し、農村の新規若年労働力が、重化学工業を中心とした労働市場に直接吸収された。新しい産業形態が形成されていくなかで、それに対応する労働者の養成が国家的な課題となると同時に、教育のあり方も問題となった。それまで、子どもたちの現実の生活課題の解決は「学校のそとでの経験」に基づいてなされていた。しかしこの時期、子どもたちが工業社会を生きるための力量形成が、新しい教育課題として高等小学校教育のなかに生まれ、こうした新たな教育課題である職業指導、職業技術教育の国家的統制が目指された。一方で、工場で過酷な労働条件におかれる子どもたちの保護という課題も存在し、両者の課題は桐原葆見のような研究者を「媒介項」として重なり合って展開することになる。木村元・前田晶子(2000)「桐原葆見労働心理学の戦時下における展開—<教育と社会>の学の胎動に関する諸動向—」(『<教育と社会>研究』第10号)66ページ。

33) 中寫は、「戦局の激しさの中で、これら叢書の全部は出版をみていない」としている。中寫、前掲書、248ページ。しかしながら、これらの企画がすべて出版されなかった理由についてはこれまでのところ明らかではなく、戦時下において出版計画がいかに立てられたかということについての考察は、今後の課題としたい。

34) 勝木新次(1942)『産業保健管理』東洋書館、3ページ。

35) 牧賢一(1943)『勤労母性保護』東洋書館、5ページ。

表 1-2 女子勤労管理全書と労務管理全書

女子勤労管理全書一覧

	書名		著者名	刊行
1	女子労務	大政翼賛会・文学博士	桐原葆見	『女子勤労』として刊行
2	女子の体力と労働	日本医大・医学博士	岩田正道	×
3	女子の職場配置	厚生省・厚生技師	狩野廣之	○
4	女子の技能教育	中央指導所・職業技師	伊藤博	×
5	女子の労働条件	日本光学・労務課長	乗富丈夫	×
6	女子労務者教育	産業報国会・厚生部	赤松常子	×
7	勤労母性保護	大政翼賛会・厚生部	牧賢一	○
8	女子寄宿舎管理	鐘淵紡績・労務課長	牧亮吉	×
9	女子労務者の錬成	YMCA	木下妙子	×
10	ナチス女子労務動員研究	企画院・調査官	菊池春雄	『ナチス労務動員体制研究』として刊行
[10]	女子の職業病		澤井淳	○

労務管理全書一覧

	書名		著者名	刊行
1	戦時労務管理	労研・文学博士	桐原葆見	○
2	産業報国会の組織と運営	大日本産業報国会	佐々木正制	『工場鉦山産業報国会の組織と運営』として刊行
3	労務動員	企画院・調査官	鶴島瑞夫	×
4	労働配置	厚生省・厚生技師	狩野廣之	○
5	労務輔導	職業指導所・技師	伊藤博 村中兼松	○
6	技能養成	厚生省技師・労務監督官	三井透	×
7	勤労人の錬成	大日本産業報国会	廣崎眞八郎	○
8	職長養成	日本製鐵・産報局長	大内経雄	○
9	勤労文化	日本製鐵・労務課長	鈴木舜一	○
10	賃金制度	厚生省・厚生技師	大西清治	大西清治・滝本忠男共著として刊行
11	工場青年学校	東京帝大・助教授	海後宗臣	×
12	疲労と休養	京都帝大・講師	古沢一夫	○
13	労働衛生	大阪商大・教授	梶原三郎	○
14	産業保健管理	労研・医学博士	勝木新次	○
15	工場安全	労働科学研究所	上野義雄	○

16	職業病	労働科学研究所	赤塚京次	×
17	産業体育	産業報国会・厚生部長	野津謙	○
18	工場寄宿舎管理	大日本産業報国会	佐々木正制	○
19	女子労務管理	労研・文学博士	桐原葆見	×
20	傷痍軍人労務輔導	軍事保護院・職業技師	辻村泰男 牧村進	○
21	徴用労務管理	日本光学・労務課長	乗富丈夫	○
22	転業者及女子労務輔導	職業指導所・技師	伊藤博 村中兼松	○
23	工場保健衛生	医学博士	栗原操	○
24	労務統制法	前台北帝大・教授	後藤清	○
25	婦人労務者保護	労働科学研究所	古沢嘉夫	○
26	工場食糧	労働科学研究所	有本邦太郎	『工場食糧管理』として刊行
27	産業福利施設	川崎重工業・福利課長	大塚好	○
28	労働者年金保険法論	前台北帝大 大阪商大	後藤清 近藤文二	○
29	作業災害と救急処置	東京帝大・外科	若月俊一	○
30	労務管理実務	石炭統制会	坂田進	江渡三郎著で刊行

(注) 1. 1943年時点でシリーズが企画された後、実際に刊行されているかについては、国立国会図書館サーチ (<http://iss.ndl.go.jp/>) ならびに、国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>) にて確認した。

2. 女子勤労管理全書のうち、第10巻に企画された『ナチス女子労務動員研究』は刊行時には『ナチス労務動員体制研究』となっており、それが女子勤労管理全書からははずされ、第10巻として『女子の職業病』が新たに含められた可能性がある。

(出所) 古沢嘉夫 (1943) 『婦人労務者保護』東洋書館、広告欄より筆者作成。

以上のように、経済的必要性からは賃労働をする必要がなかった階層の未婚女性を労働現場に引き出すために、政府は工場に対して受け入れ準備や労務管理の形成を強力に指導しなければならなくなった。また、未婚女性自身にも、主体的に労働する強い自覚を持たせる必要があり、それを促す「啓蒙運動」としての役割も果たすため、「女子労務管理研究」が盛んに行われるようになった。この「女子労務管理研究」の担い手のうちでも、動員政策以前から女性労働研究に取り組んでいた機関の1つが³⁶⁾、本稿で着目する労働科学研究所であ

36) 戦前から戦時期にかけて、女性労働研究に携わった機関としては、東京大学医学部産婦人科学教室なども注目に値する。この教室の研究者によってなされた研究には、佐藤美實 (1938) 『社会婦人科学』第22巻、南山堂書店や、松本清一 (1949) 「所謂戦時無月経に関する研究」(『日本産科婦人科学會雑誌』第1巻第3号、91-104ページ) などがあるが、これらについての考察は今後の課題としたい。

る。以下では、労働科学研究所の成り立ちと、その女性労働研究の歴史に焦点を当てていく。

2. 労働科学研究所と女性労働研究

労働科学研究所は、大原孫三郎の経営する倉敷紡績のもとに1921年に設立された。その研究は、当時「経営合理化運動」の立場から提唱されていた「科学的管理法」(テーラー・システム)を批判するところから始まる。資本家の立場から高い生産能力のみを追求し、労働者を機械化している事態を問題視し、最初の所員である^{てるおかぎとう きりはらしげみ いしかわともよし}暉峻義等、桐原葆見、石川知福は労働問題のなかでも解決が急がれた工場疲労研究に取り組んだ³⁷⁾。

彼らは、1920年に倉敷紡績の万寿工場において、女子工員の昼夜交替作業の実態について調査を行い、その労働が心身の機能や態度にどんな変化をもたらすかを確かめる実験を行った。それは「労働の負担を医学と心理学との方法によつて、生物学的にとらえよう」という試みであり、桐原にとっては産業疲労研究の「第一歩」でもあった。「生理学ならびに心理学の方法を実験室から労働の現場に持ち出す方法は、「画期的ともいふべきもの」であった³⁸⁾。

「労働科学」という名前は、3人の「実験科学班」に彼らが自ら名づけたもので、英語では science of labour とした。しかし、この名称の「外での評判はよくなかつた」。労働と科学というまったく異なるものをくっつけたものは意味をなすか、「特高が弾圧の眼を光らせて」いる「労働」や「科学」という言葉を好んで採用するというのははなはだ生硬である、science of labour にいたっては英語になっていない、といった批判があったが、彼らはその名前を押し通した³⁹⁾。

倉敷紡績は、その一工場を実験工場として提供し、その中に実験研究施設が整備された。そして1919年に創立されていた、経済学を研究の中心とする大原社会問題研究所のうち、一研究室である社会衛生研究室が倉敷紡績内に移され、1921年に労働科学研究所が設立された⁴⁰⁾。

二村一夫⁴¹⁾は、女性労働研究において「大原社会問題研究所は、その草分け的存在だっ

37) 木村・前田、前掲書、67ページ；桐原葆見(1968)「労研のおいたち 創立から倉敷時代 労働科学の誕生」(『労働科学』第44巻第1号)3ページ。

38) 桐原(1968)、前掲書、1-3ページ。

39) 同書、5ページ。

40) 同上。

41) 二村は1985から94年にかけて法政大学大原社会問題研究所所長を務めた(『二村一夫著作集』著者自己紹介、2017年2月27日アクセス確認、http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/nk/aboutauthor_200010.html)。

た」と指摘しているが⁴²⁾、労働科学研究所も戦前において膨大な女性労働研究を発表している。表2-1は、労研の機関誌『労働科学』に掲載された戦前の論文のうち、女性が研究対象となっている研究のリストである。これらのうちでも、特に桐原による「婦人に於ける生理的周期と作業能」の一連の研究は、戦時期に東洋書館の『産業科学叢書』のうち『月経と作業能力』としてまとめられ発表されたものである。

表2-1 戦前における労働科学研究所の女性に関する研究

著者	発行年	タイトル	巻号	開始頁	終了頁
松本圭一	1924	国際労働問題としての「婦人夜業問題」	1 1	293	318
暉峻義等	1924	わが邦出産率の社会生物学的観察	1 2	319	389
松本圭一	1924	国際労働問題としての「婦人夜業問題」(承前)	1 2	559	578
八木高次	1924	女工手体重の研究から得た二三重要事項に就いて	1 3	583	610
桐原葆見	1925	婦人に於ける生理的周期と作業能 その1 掌握力の消長に就いて	1 4	901	942
松本圭一	1925	国際労働問題としての「婦人夜業問題」(承前)	1 4	1041	1074
暉峻義等	1925	労働階級婦人の出産に関する調査報告(産業経営に於ける生物学的事実の価値についての卑見)	2 2	243	292
桐原葆見	1925	婦人に於ける生理的周期と作業能 その2 反応時間	2 3	423	506
暉峻義等	1926	産児調節論批評(その1) 一特に無産階級に於ける産児調節について一	2 4	817	836
桐原葆見	1926	婦人に於ける生理的周期と作業能 その3 延長の目測	3 1	111	152
暉峻義等	1926	産児調節論批評(その2) 一特に無産階級に於ける産児調節について一	3 2	213	264
桐原葆見	1926	婦人に於ける生理的周期と作業能 その4 紡績 仕上部作業(昼間)	3 2	265	328
桐原葆見	1927	婦人に於ける生理的周期と作業能 その5 紡績仕上部作業(昼夜交代)	3 4	677	742
小西與一	1927	婦人労働者選択の生理的標準に関する研究(其1)	4 1	31	61
桐原葆見	1927	婦人に於ける生理的周期と作業能 その6 巻煙草作業	4 1	63	144
エリツヒ・グリウン ネット, 富山薫(訳)	1927	女子職業学校による産業労働婦人の教育に就いて	4 1	201	208
桐原葆見	1927	婦人に於ける生理的周期と作業能 その7 被服裁縫作業	4 2	357	377
桐原葆見	1927	婦人に於ける生理的周期と作業能 その8 筆問法による統計的調査	4 2	379	454
桐原葆見	1927	婦人に於ける生理的周期と作業能 その9 調査結果の綜括的考察一結論	4 3	539	570
小西與一	1928	婦人労働者選択の生理的標準に関する研究(其2)	5 2	173	210
田辺秀穂	1928	紡績婦人労働者のガス代謝について	5 2	211	256
クリスチン・エム・ マーレル, 富山薫 (訳)	1928	既婚婦人労働者	5 2	367	370
小川惟照	1928	婦人労働者の発育に関する研究(その1) 一特にそれと出産との関係について一	5 3	455	504
小西與一	1928	婦人労働者の貧血及其原因について	5 4	721	747
桐原葆見	1928	一般智能検査並にその規準一少年青年及び成年男女の智能水準の査定一	5 4	749	910

42) 二村一夫「大原社会問題研究所と女性学研究」(2017年2月27日アクセス確認, <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/nk/old/ohragndr.htm>)。これは、二村が1996年4月5日、『21世紀の法政大学』審議会の「女性と大学」をテーマとする作業部会で報告した内容を、オンライン著作集である『二村一夫著作集』に掲載するにあたり加筆(1997年11月20日)したものである。

田辺秀徳	1929	婦人労働者の貧血に関する研究—特に赤血球数並に血色素量の生理値並にその労働条件との関係について—	6	1	93	154
小西與一	1929	紡績婦人労働者に於ける静脈瘤の発生状況並にその原因及び予防に関する考察	6	4	709	750
小川惟熙	1929	婦人労働者の發育に関する研究(その2)—紡績婦人労働者と海女との比較—	6	4	751	828
田辺秀徳	1930	職業的聴力障害に関する研究—紡績婦人労働者の聴力障害について—	7	1	111	148
杉浦一雄	1930	紡績男子労働者に於ける下肢静脈瘤に関する調査—その女子労働者に於ける発生状況との比較的考察—	7	4	743	768
江田周三	1930	海女潜水時の下降速度測定装置に就いて	7	4	793	797
勝木新次	1931	本邦内地人口の男女構成に就いて	8	1	155	188
暉峻義等	1931	産業に於ける人的要素に関する研究 婦人労働に関する生物学的見解	8	2	295	378
川上六馬	1931	日本婦人の基礎新陳代謝の年齢的变化に就て	8	3	543	593
奥山美佐雄	1931	生体の重心に関する研究 其の2 妊婦の重心測定	8	4	749	764
暉峻義等	1932	妊婦に関する労働生理学的研究(附) 妊婦保護法規改正に関する提案	9	4	397	426
助川浩	1932	婦人労働者の妊娠及出産の法的保護に就て	9	4	489	493
川上六馬	1933	紡績女工手の夏季作業室に於ける体温と脈拍とに就て	10	2	221	230
松島周蔵	1933	工場給食(主として紡績女工手)の栄養学的標準作成に関する一考察	10	3	319	335
暉峻義等	1933	百貨店に関する調査報告 百貨店調査報告について	10	5	451	456
石川知福	1933	百貨店に関する調査報告 報告第1 女子従業員の身体的性能の特異性に就て	10	5	457	480
上野義雄, 弓削禮造	1933	百貨店に関する調査報告 報告第2 女子従業員の作業負担及作業配分に関する調査	10	5	481	507
勝木新次	1933	百貨店に関する調査報告 報告第3 女子従業員の疲労検査 其1 生理学的方法による疲労調査	10	5	509	547
上野義雄, 弓削禮造	1933	百貨店に関する調査報告 報告第3 女子従業員の疲労検査 其2 心理学的方法による疲労調査	10	5	549	564
石川知福	1933	百貨店に関する調査報告 報告第3 女子従業員の疲労検査 其3 女子従業員の神経性健康障害に就て	10	5	565	600
上野義雄, 弓削禮造	1933	百貨店に関する調査報告 報告第5 結婚及増殖についての女子従業員の回答(女学生と職業婦人との比較)	10	5	611	629
丸岡荒太郎	1934	女子工場労働者の結核と採用時の体格に就いて	11	2	181	191
大塚協	1934	工場労働階級に於ける梅毒の蔓延状態に関する研究 報告第2 婦人労働者の梅毒罹患率について	11	3	305	327
暉峻義等, 勝木新次	1934	農村の栄養に関する研究 其の5 婦人会員を指導して行ひたる主食物改善—農村婦人会の活動に関する一つの試み—	11	4	451	472
牧亮吉, 川上六馬	1934	夏季に於ける紡績女工手の軽症及慢性鬱熱症に就て	11	4	547	553
鷺野甚之助	1935	婦人労働者最低年齢に就て(紡績方面より見たる)	12	1	45	53
岩崎辻男	1935	農家主婦の母性的活動に関する研究 其1 農村婦人の妊娠, 出産, 哺育に関する考察	12	2	301	328
小川惟熙	1935	紡績婦人労働者の労働生理学的研究—その労働當熱量並に必要栄養供給量について—	12	3	393	404
暉峻義等, 田原辰江	1935	農家主婦の家事作業に関する研究 其1 農村妊婦の家事的労作の遣り方の改善について	12	4	557	575
船石幾久	1935	農村に於ける衣服の問題 其2 農家婦人作業服	12	5	679	696
横川つる	1935	農家主婦の母性的活動に関する研究 其2 農家に於ける出産準備について	12	5	697	708
勝木新次, 船石幾久	1936	農村給水問題に就いて 其2 常用水の供給と家事作業	13	1	67	76
暉峻義等, 船石幾久	1936	農家主婦の家事的作業に関する研究 其2 台所改善による炊事作業の向上	13	1	89	99
横川つる	1936	農村婦人の母性的活動に関する研究 其3 農村に於ける出産状況調査報告	13	1	101	133

暉峻義等, 横川つる	1936	農村婦人の母性的活動に関する研究 其4 農村婦人の産褥生活についての批判的考察	13	3	427	447
白井伊三郎, 横川つる	1936	農村に於ける死流産に就て	13	4	661	667
船石幾久	1936	農村主婦の家事作業に関する研究 其の2 農村台所の改善の実例	13	4	669	710
白井伊三郎, 横川つる	1937	農村に於ける乳児死亡と母の生活状態との関係に就て	14	1	58	68
横川つる	1937	農家婦人の母性的活動に関する研究 其の3 乳児の発育	14	9	827	858
高橋章一	1938	立業女工下肢殊に下腿疾苦に就て	15	3	223	234
土方春彦, 稗田正虎, 國武満, 辻重行	1938	つちや足袋株式会社立業女工手の扁平足調査成績	15	3	235	235
佐藤美實	1938	立業に従事する婦人の子宮位置形態異常の特異性	15	3	236	236
荒川浩一	1938	女工の微熱と肺結核との関係に就て (第1報)	15	5	392	394
湯本アサ	1938	職業婦人の身体発育に就て	15	5	395	399
小中他計志	1938	製糸女工の体格及体力に就て	15	5	421	427
暉峻義等, 横川つる	1938	農村婦人の妊娠過程	15	9	699	734
齊藤一, 岡川吉富	1940	妊婦の体重の変化と尿経窒素量	17	8	576	586
柚木祥三郎	1940	結婚と同時に渡満移住せる内地婦人に就いての産科婦人科学的統計研究 (其の1)	17	9	651	659
柚木祥三郎	1941	結婚と同時に渡満移住せる内地婦人に就いての産科婦人科学的統計研究 (其の2)	18	1	28	45
齊藤一	1941	人体の尿酸化商 (Vacat-O : N) に関する研究 第3報 妊娠経過及び分娩後における尿酸化商について	18	5	440	451
暉峻義等	1941	工業に於ける婦人の従事せる作業部署の労働強度一覧表	18	6	499	505
西恒次郎, 伊東祐晴	1941	製糸女工手に於ける心肺系数の研究	18	8	630	639
松井敬	1941	女子トレーニング従業員の扁平足発生率に就いて	18	8	640	644
別府義雄, 藤岡普, 川原田圭	1941	繊維工業に従事せる女子労働者の体重, 及び身長に就て	18	8	645	659
斎藤幸子	1941	一人絹工場女工手の罹病率に就いて	18	11	958	967
斎藤幸子	1941	人絹工業女子従業員衛生知識調査報告	18	11	968	974
三瓶孝子	1941	農村に於ける小機業と婦人労働	18	12	993	1005
三瓶孝子	1942	足利中小染・織業と婦人労働	19	10	889	900
木田信子	1943	男女青年労働者の保健知識について	20	9	686	691
安藤政吉, 高木武彦, 藤本武, 藤井峰子	1944	某化学工場に於ける賃金並に生活事情調査報告 (その1)	21	3	169	196
安藤政吉, 藤井峰子	1944	某化学工場に於ける賃金並に生活事情調査報告 (その3) 一女子工員生活事情調査報告一	21	3	209	229
安藤政吉, 藤井峰子	1944	某化学工場に於ける賃金並に生活事情調査報告 (その4) 一女子工員生活事情調査報告附帯調査一	21	3	230	238

(注) タイトルに「婦人」「女性」「出産」「女工手」「産児調節」「女子」「妊婦」「主婦」「母性」「妊娠」「哺育」「家事」「産褥」「死流産」「母」「女工」「分娩」「女」を含むものを抽出した。

なお、タイトルに上記の語句を含まなくても、女性に関する研究である場合も十分に考えうるが、本稿においては、出所にあげた資料のタイトルより、女性に関する研究であると判断できるもののみを記載した。

(出所) 公益財団法人 大原記念労働科学研究所「労働科学」バックナンバー (2017年2月18日アクセス確認, <http://www.isl.or.jp/service/publishing/jsl.html>) より筆者作成。

「婦人に於ける生理的周期と作業能」の一連の研究の総括では、「生殖成熟期にある婦人の生活現象に於ける周期的波動は、その作業能の上にも亦現はれてゐる」としながらも、「一般に作業能の消長を決定すべき要因は一に非ずして雑多である」と述べられている。桐原は、ここで作業能率の典型的な波動を提示するが、それを決定する要因は数多いとしている⁴³⁾。

桐原の研究活動は労働科学研究所の歴史と重なって展開され、特に最初の10年間は、倉敷紡績における女性労働者を対象とした女子労働研究を通じて、労働科学の立場から心理学の方法論を模索した⁴⁴⁾。

桐原については大門(1987)が、その生涯を考察しているが、1920年代における桐原の研究成果は、「労働および労働者の実態を科学的に解明することに主眼」があり、この時期には「心理学にもとづいた科学的論文を多数発表」している。桐原は、その後、1930年代前半期に、「それまでの労働に関する科学的な研究成果の上に立ち、産業合理化に対する自分の姿勢を示す」。それは「生産現場における人間性の回復」を目指すものであり、「この頃より、桐原の論文の傾向は、心理学的な研究論文が減少し、指導者的な色彩を帯びてくる」⁴⁵⁾。この1930年代から1940年代に、桐原は教育関係雑誌にも労働心理学の立場から発言を行っていく⁴⁶⁾。

本稿で着目する古沢嘉夫は、『労働科学』誌には研究を発表しておらず、上記の桐原などに比して、これまで労働科学研究所の所員として注目されることは少なかった。以下では、前述の東洋書館『労務管理全書』の第25巻として1943年に著された『婦人労務者保護』について、その内容を考察していく。

3. 古沢嘉夫『婦人労務者保護』の内容

古沢自身について、現在そのパーソナリティについてわかっていることはまだ多くはない。古沢は1906(明治39)年5月8日に東京で生まれ、東大医学部にて産婦人科を専攻し、1931年に卒業した医学博士である。敗戦後、1955年には東京都立墨田病院(現在の東京都立墨東病院)産婦人科医長を務めており、戦後に多くの研究を残している⁴⁷⁾。戦前の『労働科

43) 桐原葆見(1927)「婦人に於ける生理的周期と作業能 その9 調査結果の綜括的考察—結論」(『労働科学』第4巻第3号)568-570ページ。

44) 木村・前田、前掲書、66ページ。

45) 大門、前掲書、3-5ページ。

46) 木村・前田、前掲書、66ページ。

47) 労働科学研究所(1943)『労働科学研究所 所長年報—昭和17年度』労働科学研究所、36-39、87-92、110、116-24ページ；古沢嘉夫(1955)『女性診療室』鱒書房、奥付、著者略歴；東京都立墨東病院ホームページ(2016年8月19日 最終更新、2017年3月3日アクセス確認、http://bokutoh-hp.metro.tokyo.jp/hp_info/gaiyou_enkaku.html)。

学』の中に古沢による研究は見られず、いつごろから労研所員となったのかも定かではない。しかしながら、戦時期に古沢は労研において「母乳分泌と労働との関係に関する研究」を行っていたことが確認できている⁴⁸⁾。

古沢は「はじめて勤労婦人の世話をされる方々」や「今まで婦人の労務管理・健康管理にあたって居られた方々」に向けて『婦人労務者保護』を著している⁴⁹⁾。

第1章では総論として女性が「勤労」に参加することに対する心構えについて説かれ、第2章では女性労働者が働く職場についての分析がなされる。第3章は最も多くの頁数が割かれており、これは研究書出版直前の1942年における労働科学研究所での研究がまとめられた部分だと考えられる⁵⁰⁾。第4章は第3章に次いで多数の記述があり、女性労働者の健康管理について具体的な方策の検討がなされ、第5章では女性労働者の生活全般に関わる施設について考察される。第6章では教育体制について検討され、第7章が結語となっている。

表 3-1 『婦人労務者保護』(1943年1月) 目次

第1章		総論			3	月経時の苦痛
	第1節	婦人労務者保護の目標		第4節		妊娠、分娩及び産褥
	第2節	婦人の労務参加の趨勢			1	妊娠と健康
	第3節	婦人の勤労参加と家庭生活			2	流・早・死産
	第4節	婦人の勤労観			3	妊娠中毒症
第2章		職場に於ける保護			4	妊娠時の作業上の苦痛とその保護
	第1節	職場配置の適正			5	分娩と授乳
		1 一般的婦人配置の方針		第5節		罹病の傾向
		2 職場配置の具体方針			1	罹病率に現れた男女の性差
	第2節	作業条件			2	感冒及び胃腸障害
		1 作業時間			3	リウマチス
		2 休憩及び休日			4	脚気
		3 婦人に対する作業方法の改善		第6節		結核
		4 作業環境			1	産業と結核
第3章		婦人労務者の健康の特性			2	結核に現れる性差
	第1節	婦人の健康の特性			3	性器結核と不妊症
	第2節	健康感と作業意欲			4	罹病率に現れた婦人労務者の結核
	第3節	勤労婦人の月経		第7節		職業性疾患
		1 月経と健康			1	職業性疾患に対する婦人の保護
		2 月経正順度			2	性器位置異常

48) 労働科学研究所 (1943), 前掲書, 36-39, 87-92, 110, 116-24ページ; 古沢嘉夫 (1943) 『婦人労務者保護』東洋書館, 157-159ページ。

49) 古沢 (1943), 前掲書, 5ページ。

50) 古沢は第4部(労働条件及生活の条件に関する研究部門)において、「婦人労務者の健康の特性(第一報)」の研究を行っている。労働科学研究所 (1943), 前掲書, 36-39ページ。

	3	婦人科疾患
	第8節	栄養
	第9節	婦人の健康管理の強化の必要
第4章		婦人労働者の健康管理と実施
	第1節	健康管理の組織
	1	婦人健康管理の範囲
	2	健康管理の具体的方策
	第2節	採用時体格検査及び定期健康診断
	1	採用時体格検査
	2	定期健康診断
	第3節	婦人健康管理上の補足的問題
	1	女子青少年労働者の発育の確保
	2	婦人健康管理委員会
	3	産業婦人科学の誕生の要請と産業保健婦養成の急務
	第4節	特別健康診断
	第5節	作業場巡回
	第6節	医療施設及び健康保険
	1	医療施設
	2	健康保険
	第7節	健康相談
第5章		厚生施設
	第1節	母性保護施設としての厚生施設
	1	母性保護の目標
	2	厚生施設の要素としての物と人
	3	厚生施設の要素としての物と人共同利用
	第2節	衛生に関する施設
	1	浴室
	2	更衣室
	3	休養室
	4	休憩室
	第3節	妊婦の保護
	1	妊婦に対する栄養の補給
	2	産前産後の休養

	第4節	乳幼児保護
	1	乳幼児保護の必要
	2	授乳と授乳室
	3	保育所
	第5節	文化施設
	1	読書
	2	音楽
	3	映画・演劇
	第6節	家事援助
	第7節	体育
第6章		母性教育
	第1節	婦人労働者教育の目標
	1	母性教育の範囲
	2	職業教育としての技術教育
	第2節	女子青年教育に対する反省
	1	生活教育と職業教育の中隊としての科学教育
	2	家事教育に対する反省
	第3節	女子青年教育の構想
	1	女子労働者の教育の時機
	2	女子労働者の教育の場
	3	教室教育の離脱
	4	女子青年学校の時間配当
	第4節	保健教育
	1	勤労女子青年の保健教育
	2	保健教育の内容の私案
	第5節	補足問題
	1	勤労報国隊・勤労要員
	2	従業員主婦の指導
	3	婦人労働者の結婚
	第6節	寄宿舎
第7章		結語
附録		工業に於ける女子の従事せる作業部署の労働強度一覧表

(出所) 古沢嘉夫 (1943) 『婦人労働者保護』 東洋書館, 7-14ページより筆者作成。

ここでは動員政策を受けて、古沢がいかに女性労働者の労働環境を改善しようとしたか、また同書の内容が政府による工場への指導方針にいかに取り入れられていったかについて考察していく。表3-2は、動員政策の抜粋であるが、同書が出版されるのは1943年1月なので、1939年10月「就職ニ関スル件」は、同書に影響を与えた可能性のある動員政策だといえる。また、1943年9月「促進ニ関スル件」、1944年6月「女子挺身隊受入側措置要綱」⁵¹⁾と、

51) 以下、「要綱」と表記する。

その「受入側措置要綱」にその内容が反映されたことが指摘されている「女子勤労管理講習会資料」⁵²⁾には、同書が取り入れられている可能性がある。

まず古沢の研究は、動員政策である「就職ニ関スル件」の方針であった、女子専用の便所、休憩室、更衣室、浴場等を設けるということを、意識した研究内容であったことが読み取れる。

古沢は、特に休憩室について「全身運動の出来るやうな休憩庭」を推奨し、「休憩庭」の一部は芝生にして日光浴をできるようにも考慮すべきだとしている⁵³⁾。この点について、工場監督官補であった谷野せつは当時、工場で働く女性労働者について「朝は太陽をみない内に家を出で、夕べは日没後でなければ帰宅出来」ず、「日光にめぐまれていない」ため、「健康が破壊される」ことを心配していると述べており、「積極的に体操や運動を希望し気分転換への要望となつているのは、むしろ当然のことで、深く注意せねばならない点である」と記している⁵⁴⁾。

動員政策を受けて研究された古沢の研究内容は、その後の政府の工場への指導方針に取り入れられており、「休憩庭」についての指摘は「講習会資料」に「休憩時間中全身運動の出来る様な休憩場所も考慮すべき」⁵⁵⁾とされ、その後の「要綱」にも「戸外休憩場」として反映されている。

このような指示が強調されていることは、女性が働く上で最低限の条件にすら問題があったことを示しているもので、政府もその状況をよく認識していたことがうかがわれる⁵⁶⁾。

さらに古沢は、産業医学の第一線には内科医が立っているが、婦人労務者の健康管理には産婦人科医を欠くことができず、専任となし得ない場合には囑託として加えなければならないと指摘している⁵⁷⁾。

52) 以下、「講習会資料」と表記する。これは、全国の工場法施行関係機関や工場、会社等の労務担当者を集めて、各地で開催された講習会の資料として書かれた。ごく限られた部数しか製本されておらず、1928年に工場監督官補として登用された最初の女性である谷野せつ氏の自宅から貴重な一部が発見された。「講習会資料」を含み、谷野の記録をまとめた『婦人工場監督官の記録(上)(下)』は、元神奈川婦人少年室長であった北川信氏によってまとめられた。北川信編(1985a)『婦人工場監督官の記録 谷野せつ論文集(上)』ドメス出版、1-3ページ；北川編(1985b)、前掲書、262ページ；北川信(1986)『『婦人工場監督官の記録』覚え書』(『婦人労働』第11号)92-94ページ。北川は、「戦前の女子労働問題に関する労働医学や心理学などの研究は、きわめて科学的、実証的であり、懇切である。その故に現在でも多く真実であり、かつ新鮮である」と述べている。北川編(1985b)、前掲書、269ページ。

53) 古沢(1943)、前掲書、150-153ページ。

54) 昭和研究会事務局(1940)『女子労働に関する報告』昭和研究会、37ページ。

55) 厚生省勤労局監理課(1943)「女子勤労管理講習会資料」(北川編(1985b)前掲書、226ページ)。

56) 塩田(2000)、前掲書、18ページ。

57) 古沢(1943)、前掲書、115-116ページ。

表 3-2 動員政策「労務動員計画実施に伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」, 「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」, 「女子挺身隊受入側措置要綱」(抜粋)

<p>1939年10月「労務動員計画実施に伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」(抜粋)</p> <p>六、庁府県及職業紹介所ハ時局産業ノ女子就労ニ関シ其ノ経営者側ト充分ナル協議ヲ遂ゲ経営者ヲシテ特ニ次ノ如キ方途ヲ講ゼシムルコト</p> <p>(二) 作業内容ヲ出来得ル限り単純化スルコト</p> <p>(四) 女子ヲ多数使用スル工場ニ於テハ女子専用ノ便所、休憩室、更衣室、浴場並作業服等ヲ施設制定シ女子監督者ヲ置クコト</p> <p>1943年9月「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」(抜粋)</p> <p>第二 要領</p> <p>五、女子動員ノ実効ヲ挙グル為皇国本来ノ家族制度ト女子ノ特性トヲ考慮シ特ニ風紀ノ堅持、品位ノ向上、保健等ニ留意シ概ネ左ノ方針ニ依リ女子勤労働管理ニ一段ノ創意ト工夫ヲ凝シ之ガ刷新強化ヲ図ルコト</p> <p>(二) 女子従業員ノ為更衣室、洗面所、便所等ハ男子従業員ト区分シテ之ヲ設ケシムルコト</p> <p>(十) 女子従業員ハ家庭ト主婦トシテノ心得其ノ他女子トシテノ躰ニ必要ナル施設ヲ為シ修養ヲ怠ラシメザルコト</p> <p>1944年6月「女子挺身隊受入側措置要綱」(抜粋)</p> <p>第二 要領</p> <p>一、職場態勢</p> <p>(四) 作業工程ノ細分化単純化を図ルト共ニ材料設備、工具、治具、作業台及段取等ノ適応化安全化ニ努ムルコト</p> <p>(五) 立作業ハ成ルベク坐作業或ハ立坐交互作業に改ムルト共ニ床面、換気、照明、温湿度、音響等ニ関シ適切ナル措置ヲ為スコト</p> <p>(六) 女子専用ノ便所ヲ設ケル外洗面所、休養室、更衣室、戸外休憩場等ノ厚生施設ヲ可及的ニ拡充スルコト</p> <p>五、生活及保健管理</p> <p>(七) 隊員ノ健康指導ハ工場医ノ外ニ成ルベク婦人科医ヲ嘱託シ且専任ノ保健婦及隊員中ヨリ選任シタル保健指導員ヲシテ之ニ当ラシムルト共ニ保健、衛生用物資ヲ特配スルコト</p>

(出所) 労働省(1961)『労働行政史 第1巻』労働法令協会, 927-928, 1124-1126, 1128-1132ページより筆者作成。

この事業場における産婦人科医についての指摘は勝木(1942)にも見られ⁵⁸⁾, 1939年の「就職ニ関スル件」では医師についての項目はないが, 1944年6月の「要綱」では隊員の健康指導に関し, 婦人科医の嘱託が明示されるようになってきている。「要綱」に先立つ「講習会資料」にも, 「一定規模以上の工場には専属婦人科医を選任する必要がある, 小規模の工場に於ては特定の婦人科医を嘱託しておくべきである」⁵⁹⁾とされていた。

58) 勝木, 前掲書, 160-163ページ。勝木新次は労働科学研究所の医学博士であり, 勝木(1942)における「女子工具」の節では同研究所の暉峻義等と, 古沢の研究を参考としている。同書, 本扉, 165ページ。

59) 厚生省勤労局監理課, 前掲書(北川編(1985b)), 前掲書, 233-234ページ。

「講習会資料」の中には、ほかにも『婦人労務者保護』の引用と考えられる部分がある。「女子の健康状態の特性は健康状態が非常に動揺し易く、安定性と恒常性に乏しく、且集団的に女子の健康を見ればその集団を構成する個人々々の健康が不揃ひで均等性に欠けてをり、然も両極端が掛け離れてゐて変域が広い」⁶⁰⁾という箇所は、『婦人労務者保護』第3章「婦人労務者の健康の特性」から引いたものであると考えられる⁶¹⁾。古沢は、このような特性に関して「男子に劣つてゐると云ふのではない」とし、「月経と云ふような内部的因子」によって「健康の不安定性」が形作られ、そのために「集団に就て、その集団を代表する健康の持主を見出すことが困難であると云うこと」だと述べる。そのため「婦人の集団的画一的健康管理には限界があることを、科学的に承認しなければならない」とし、「個人化された健康管理」を加味しなければならないとした⁶²⁾。

以上のように、古沢の『婦人労務者保護』では、動員政策で明示された女子専用の施設のうち特に休憩場を、女性労働者の実態を踏まえてどのように実現させるべきか研究され、それは、その後の政府の工場への指導方針に取り入れられた。また古沢が産婦人科学的知見から主張した女性労働者の健康管理についての研究内容は、「講習会資料」や「要綱」に反映され、工場指導の方針に組み入れられていったと考えられる。

さて、この『婦人労務者保護』であるが、そこからは古沢の研究者としての視点も見ることが出来る。以下では、『婦人労務者保護』に見られる古沢の視点を考察し、戦時下における諸制約について分析する。

4. 『婦人労務者保護』に見る古沢の視点

4-1 『婦人労務者保護』に見る、古沢の既婚女性労働者への視点

古沢は当時の女性労働者の実態を把握し、『婦人労務者保護』に独自の視点を残している。それは多くの「女子労務管理研究」が、上記に述べた研究の契機を反映して、その関心を未婚女性へ向けていた一方で、古沢には既婚女性労働者への視点があったことである。

先に述べたように、「女子労務管理研究」は、賃労働をするような必要性のなかった未婚女性を工場労働へ引き出すために取り組まれるようになったものである。そして、動員政策において既婚女性は最後まで労働力の対象とは位置づけられていなかったために⁶³⁾、多くの

60) 厚生省勤労局監理課、前掲書（北川編（1985b）, 前掲書, 233ページ）。

61) 古沢は「婦人の健康は非常に動揺し易い、従つて安定性と恒常性に乏しい。集団的に婦人の健康を見る時はその集団を構成する個人の健康が非常に不揃ひであつて均等性に欠けてゐる。しかも両極端がかけ離れてゐて変域が広い」と述べている。古沢（1943）, 前掲書, 57ページ。

62) 古沢（1943）, 前掲書, 57-59ページ。

63) 堀（1991）, 前掲書, 136-140ページ；佐々木陽子（2001）『総力戦と女性兵士』青弓社, 38-39ページ。

「女子労務管理研究」のなかで、既婚女性は後景に位置づけられていくのである。

しかしながら、古沢は、実際には経済的な理由から労働現場に押し出された階層の既婚女性がいることを把握していたものと考えられる。この既婚女性労働者の問題は当時にも「所謂年長求職者」の問題として取り上げられ、それらの女性は、「未経験者で卅、四十になつて初めて子の為、家の為に働かうといふ気の毒な人々」とされていたものの⁶⁴⁾、政府はそれらの女性たちのための方策を講じることはなかった。上記に見たように、たとえば妊娠出産期にあたる女性労働者に対する保護は、すでに産前・産後の休暇と哺育時間に矮小化されていた。しかし、その保護すら実際には不十分なものであり、賃金の補償が十分でないために、「家庭の収入増にせまらるる母親労働者」は、産前休暇期間であっても「無理を押し立てでもギリギリ一杯まで」働いていた。また哺育時間についても、授乳休憩による賃金の減収を恐れて授乳を行わなかったり、工場への遠慮のために授乳が行えなかったりしていたのである⁶⁵⁾。

古沢は母性保護を具体的に与えていくため、女性労働者を一括することは不合理であるとし、年齢と既婚・未婚の別によって女性労働者を分けて保護の方向性を検討している⁶⁶⁾。実際には労働を行っていないながらも、政府が未婚女性を動員することに注力したために等閑視された、既婚女性労働者の存在を可視化するものであった。

1942年当時の古沢は労研において「母乳分泌と労働との関係に関する研究」を行っており、それは農繁期の授乳婦の母乳成分についてのケーススタディーであった。ここでは労働が母乳の成分を減少させ、労働過重により疲労が甚だしくなると、母乳の熱量は平常時の二分の一ほどになり、母体が健康でないばかりか乳児への影響が明らかに大きいことを指摘する。このような研究は、産婦人科医としての古沢ならではの成果であったと考えられるが、そのような研究状況から、古沢が農村女性をも含めた既婚女性への視点を持ち合わせたことが推測できる⁶⁷⁾。

64) 東京連合婦人会(1940)『昭和十五年婦人年鑑』(再録:1988,『婦人年鑑⑥昭和15年版』日本図書センター,74-75ページ)。

65) 谷野せつ(1939)「事変下に於ける工場婦人の労務事情と其の保護方策—特に乳幼児保護の基砦としての婦人労務者保護に就いて」(『社会事業』北川編(1985b),前掲書,101-105ページ)。

66) 古沢(1943),前掲書,17-19ページ。

67) 古沢は、第4部において「母乳分泌と労働との関係に関する研究(第一報)」を、また「筑波村分室(農業労働調査所)に於ける研究事項」でも「農繁期における農村婦人の母乳成分」の研究を行っている。労働科学研究所(1943),前掲書,36-39,87-92,110,116-124ページ;古沢(1943),前掲書,157-159ページ。なお、牧(1943)のうち「農村に於ける勤労母性の保護」は、女子労務管理研究において数少ない農村女性の分析を行っている。牧は、農村女性の「働く時間」が農業労働と家事・育児を含めれば男性よりも長いことや、労働過重、産前産後の休暇の不十分、農村の伝統的な共同体的性格の問題等を指摘している。牧,前掲書,319-352ページ。ほかに、農村女性の

また妊娠について古沢は、重症の妊娠中毒症、子癇、胎盤前期剥離の犠牲となる婦人労働者が少なくないのは、医療を受け休養を要する健康状態にありながら、「生活事情の為に休養することが出来ないので」⁶⁸⁾危険の迫るまで放置するという状況によるものだとしている。それまで重要産業に既婚婦人が少なかったために、妊婦の労務管理・健康管理が大事業場で注意をひかないと指摘するが⁶⁹⁾、これも労働していることが不可視化された既婚女性労働者に光を当てたものである。さらに古沢は、既婚女性の労働の性質が「生活事情の為」であるということを指摘し、働かざるを得ない階層にある既婚女性の存在に注意をはらっている。

『婦人労働者保護』からは、階級問題への関心も見ることができる。古沢は婦人労働者の婦人科疾患についても言及し、疾患の「社会階級的環境に基く部分」と「直接労働なり、作業なりに原因を求められる部分」とを指摘し、「二つの因子が複合して、原因を構成して婦人労働者の婦人科疾患を発生」させているとしている⁷⁰⁾。戦時下の労務管理研究という、労働研究者にとって制約の多かった時期にあって、社会階級的要因にも目を向けて、労働に伴う婦人科疾患が、単なる作業上の原因によらないことを指摘するところに、階層への視点を確認できる。

これらは戦時下でも既婚女性の実態を観察していた古沢ならではの視点であったと考えられ、古沢の視野には労働力を提供しながらもその労働環境に配慮がなされることなく酷使されていた、既婚女性への保護が入れられていた。「女子労務管理研究」において、古沢のように階層を視野に入れ、生計を維持するために働かなければならないような既婚女性労働者の分析がなされているものは限られる。

たとえば桐原葆見の戦時下における言説と比較すると、桐原は、労働することが女性の母性の完成を妨げないような労働条件の整備と教育指導の向上を考えるとともに、「女子皆働」の認識を浸透させるための「啓蒙運動」を行うようになった。その「啓蒙運動」の視点は「階層をこえた属性に着目したもの」であり、「国民として」、「母性として」、「男子ではない」存在として、「女子労働の積極的意義」を説くものであった。この意義づけは女性の側からすると、「自分たちの積極的な存在価値を認め、強調している」と感じられるものであり、「従来の男と女の関係——男尊女卑、良妻賢母主義といった——をこえた新しさがああり、働くことを忌避してきた女子の心理的優越感を衝く」ものであった⁷¹⁾。しかしなが

分析としては暉峻（1940）の「戦争と母性」も挙げられる。暉峻義等（1940）『労働力の再編成』科学主義工業社、243-263ページ。

68) 古沢（1943）、前掲書、76ページ。

69) 同書、76-77ページ。

70) 同書、98ページ。

71) 大門、前掲書、15-19ページ。

ら、さまざまな環境にある女性労働者たちを一括りにしてしまうと見えづらくなる、階層に起因する問題には言及することができなかった。

桐原(1942)では女子の指導にあたって「婦人でなくてはできないこと」として「仕事場の中に潤ひと、真実さと、濃やかさとをもたらすこと」⁷²⁾と述べるなど、内容としても精神的に女性労働者を鼓舞するようなものであり、戦前の「婦人に於ける生理的周期と作業能」などの研究に見られるような緻密な労働科学の研究手法をとらなくなっていた。また、「将来の母性」を犠牲にしてはならないとし、指導の目標としても「その女子労務者達が将来家庭の主婦になり、或はお母さんになった時に、あの工場に行つて居つた為に非常に良かった」と「感謝せられたい」、また「工場に働いた人がお嫁さんには最も良いといふやうにせたい」としており⁷³⁾、女子の指導は特に未婚女性に注力していることがわかる⁷⁴⁾。

桐原にとって、上記のような視点は、1930年代前半の産業合理化時代に掲げた生産現場における「人間の発達」という理想を投影するものでもあり、年来の主張を一貫させたものであった。しかし太平洋戦争下という状況の中で、桐原の女子への期待は「国家の即時的な要求と重なるものへと変化」し、桐原の課題は女子を動員することに収斂されていった⁷⁵⁾。その極みが『女子勤労』であり、勤労働員の遂行を助けるものはもはや客観的な論理ではなく、非合理的な「『精神主義』に依拠した主観的な言葉で女子の心を統合すること」であった⁷⁶⁾。

既婚女性が労働に従事することについて扱った数少ない論稿としては、伊藤博・村中兼松⁷⁷⁾(1942)の「家庭婦人の工場における勤労奉仕」も存在する。しかし、そもそも「家庭婦人」とあるように、分析対象の女性は「家事の余暇を利用」した「勤労奉仕」なのであって、古沢が指摘したような、生活のために働かざるを得ない既婚女性に目を向けたものではない。

72) 桐原葆見(1942)『女子の労務指導』東京産業報国会, 17ページ。

73) 同書, 6-7ページ。

74) 戦時期における桐原の著作とされるものは講演筆記が多く、また内容が重複する著作がある。1943年に東洋書館から出版された『月経と作業能力』は、労働科学研究所『労働科学研究』で1925年から1927年に執筆された「婦人に於ける生理的周期と作業能」の一連の研究をまとめたもので、戦局深まる中で調査が行われたものではない。

75) 大門, 前掲書, 15-19ページ。

76) しかし、1944年には桐原は生産第一の立場から、新聞紙上において「結婚の停止」を提言した。これは、従来女性にかけられた「最大の期待」であった「結婚」を中止させようとするほどに追い詰められた状況にあったことを意味するものである。同書, 19-20ページ。

77) 肩書きは、東京中央国民職業指導所技師となっている。伊藤博・村中兼松(1942)『転業者及び女子労務輔導』東洋書館, 本扉。

このように、経済的な必要性から働かざるを得ない階層の既婚女性が存在する、という視点を持った研究は限られる。上記に見たように、古沢が「婦人労務者を一括することは不合理」であるとの主張を行ったのは、当時の「女子労務管理研究」が、女性を一括りにして研究されている傾向があったことに対する批判であったと考えられる。「女子労務管理研究」の中でも、古沢の研究は、戦局深まる中で、貧困故に動員政策に応じた既婚女性たちに着目している。労働現場で心身が蝕まれても健康に対する要求などは行動に移せず、その労働を等閑視された既婚女性たち⁷⁸⁾のために行われた研究であったものだと見ることができよう⁷⁹⁾。それは、「階層をこえた属性」に着目して「啓蒙運動」を行った桐原とは一線を画するものであった。

4-2 戦時下における諸制約

しかしながら、古沢は上記のような視点を持ちながらも、その研究には制約も持ち合わせた。上述したように、労働科学研究所はこの時期、産業報国会中央本部に統合されており、所長である暉峻義等は大本日本産業報国会の理事に就任していた。敗戦に近いころの労研の研究テーマは、至上命令として生産増強が要請されるなかで、いかにして疲労、災害、職業病を防ぐか、窮屈な国民生活を乗り切れるか、などという切実なものとなった⁸⁰⁾。

78) 桜井は「戦争へむけてひたすらすすんでいったこの時代に、母性保護要求の声はとりあげられることなく、完全に圧殺されてしまった」と述べている。桜井、前掲書、65ページ。また北川は「戦前の、明確に意思表示がむづかしいとき、就労中の女子の実態を記録したものは少ない」としている。北川編（1985b）、前掲書、178ページ。

79) 労働科学研究所の研究は、「その研究目的が資本主義における労働者の生産向上・生産力増強に科学的な正当性を与えたとして」批判されたり、「女性の体の質労働への適応が不十分であることを『科学的』に証明することで、女性労働者の低賃金や不安定雇用を正当化した」と批判されたりすることもあった。しかしながら、総動員体制の下で生産力増強への協力を求められたとき、研究者たちは女性労働者を保護する必要性も強調したのである。労働科学研究所は戦時下における女性動員に伴う諸問題に無批判であったのではなく、労働者の健康への配慮を欠かさなかった。中山いづみ（2008）「大原社会問題研究所と労働科学の誕生」（『大原社会問題研究所雑誌』第591号）8-9ページ。

80) 労研所員であった藤本武の追憶によれば、暉峻には「ヒューマンイズムと禅宗の思想」があったという。戦時中に藤本が検挙された際には、暉峻はその間の月給を全て支払い、ボーナスも出したということである。藤本の他にも検挙中に世話になったものが出て、そのような暉峻について、藤本は「ヒューマンズトであることはもう確実です」と述べている。また、藤本は、暉峻は「お寺の和尚さんなんです」と述べ、寺の長男に生まれた暉峻は「禅僧みたいなことを言う」と語っている。なお、この証言は、藤本に対するインタビューのテープ起こし資料に依拠したものである。資料には、「社会政策学会労働組合分科会 藤本武先生の戦前における研究1989.4.8」とあり、1989年4月8日に社会政策学会の労働組合分科会にて行われた藤本の報告「戦時期の中国労働問題—労働科学研究所の調査を中心として—」の記録であると考えられる。資料は、藤本武先生の後任として労

労研所員は上記の研究テーマを目の前にして、自由な研究時間は狭められていき、ほとんどの労研所員が、「協力班」という名前の数名ずつの班に分かれて、さまざまな現場に長期滞在し、生産増強に資するような調査研究を行った⁸¹⁾。

産業報国会統合下の労研は、評論家、文学者、作家をも包含した「大世帯」となり、各地の工場事業場へ出かけて労務管理の調査と手助けをすることとなっていた。多数の班を編成して各地の主要な工場鉱山へ出かけていったが、彼らはどこでも「招かれざる客」であった。生産現場でも中央の会議の席上でも、労働力の長養と労働者の保護を主張したが、「本気で相手にされるわけがない」状況であった⁸²⁾。

そのような状況下において、古沢の研究は、労働科学研究所の立場を配慮しなければならないという制約があったと考えられる。労研所員であった三浦豊彦によれば、産業報国会への統合問題で、労働科学研究所の発行する雑誌『労働科学』の『産業医学』への改題があったが、これは研究所名の変更や雑誌の消滅があるかもしれないという懸念からのことであっただろうとしている⁸³⁾。所員には産業報国会編入に対する動揺があったが、「個人の抵抗には限度があった」⁸⁴⁾。

古沢は、そのために「皇国勤労観」を反映した論理を構築しなければならなかった。「皇国勤労観」は、1943年1月の閣議で決定された「生産増強勤労緊急対策要綱」でその確立が謳われた勤労観である⁸⁵⁾。この「皇国勤労観」は、戦時労働体制を支える精神的支柱として強調され、「家族主義的擬制を維持し、資本と権力にむけられかねない労働者の不満を天皇の権威によって封殺し」、生産増強をはかるという役割を果たした⁸⁶⁾。

研の研究員を務められた鷲谷徹先生に拝見させていただいた。同インタビューについては、富沢賢治編集代表(1989)「分科会関係」(『社会政策学会年報 第33集「産業空洞化」と雇用問題』、181-185ページ)。

81) 三浦豊彦(1984)『労働科学叢書70 労働と健康の戦後史』労働科学研究所、20ページ。

82) 桐原(1968)、前掲書、13-14ページ。

83) 当時、「労働」という言葉は忌み嫌われていた。後藤(1944)が、「労働」という言葉を「勤労」と改めていく理由として厚相の説明を紹介しているので、以下引用する。「従来労働と言つて居つたのを勤労と改めたのも、労働といふ言葉が、労資の対立とか、労働を物として見るとか、あるひは苦痛を連想するやうな言葉であるので、これを勤労といふ言葉にしたのである。皇国本来の勤労は、国民の総てがお上へ仕へまつる喜びであり、大きな榮譽である」。後藤清(1944)『勤労体制の法的構造』東洋書館、1ページ。

84) 労働科学研究所(1981)『労働科学研究所60年史 創立60周年記念』労働科学研究所、133-138ページ。

85) 法政大学大原社会問題研究所(1964)『太平洋戦争下の労働状態』東洋経済新報社、15ページ。

86) 河原宏(1978)「戦時下労働の思想と政策」(早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会『日本のファシズムⅢ一崩壊期の研究』早稲田大学出版部)102-109ページ。「皇国勤労観」という語は、1942年秋頃より新聞等にも確認することができる。例として『読売新聞』1942年10月12日、

『婦人労務者保護』第3章「婦人労務者の健康の特性」において古沢は、労働科学研究所第4部で行った「健康診断健康相談日記」⁸⁷⁾と考えられる資料を提示し、この観察の結果から、欠勤に至らない軽微な健康障害、健康感の消失、作業意欲の減退が一連の因果関係を持っていると分析している。その中で「生産力増進の大きい要因として勤労意思、作業意力の昂揚が叫ばれてゐる」が、「唯精神許りでなく健康と云ふ具体的な担荷体を必要とすることを忘れてはならない」と記しており⁸⁸⁾、ここには「皇国勤労観」的な労務管理への古沢の抵抗をみることができる。

しかしながら、同書において古沢は「家族制度を活かして職域・職場の家族制度化を企画」すると表現し、「勤労によつて、勤労を通じて人格を完成し、母性を完成し得るのであると云ふ積極的勤労観」が生まれなければならないとも記している⁸⁹⁾。これは皇国勤労観に色濃い家族制度の維持のために、女子の労務管理に特別の配慮を要することを示したものである。そこには、前述のように、「勤労意思、作業意力」に頼った精神論を批判しながらも、同時に皇国勤労観を意識していたことが読み取れる。

他の労務管理研究でも、牧賢一⁹⁰⁾は「未来の日本の母、勤労女子青年達一彼女達は既に皇国の勝利のために働くと言ふ立派な目的と精神を持つてゐる……必要なる保護を与へ、鍛錬し、更に育成してゆく、斯くて日本の女子青年は、最も能率高き勤労者たると同時に、最も美しく強い立派な母となり得るのである」⁹¹⁾とする。

当時の政府の施策案文には冒頭に必ずといってよいほど皇国観が述べられ、そのためにこれらの官庁には国学者が囑託として勤務した、という状況であった⁹²⁾。国民の「勤労」を国に捧げるのが当然という「皇国勤労観」を女子にも適用したことは、政府自らが女子の労働を男子同様の労働力として宣言したことを指す。これは、日本の歴史上この時期に初めてみられる事象であった⁹³⁾。動員政策に取り入れられた「皇国勤労観」に、「女子労務管理研究」も制約を受けたといえる。

またもうひとつの制約として、戦時下に出版された論文に対する検閲の問題があっただろう。戸塚(1969)は、戦時体制下の「当時の論文、著書の中の多くは、厳しい検閲の目を意

『朝日新聞』1943年2月25日など。

87) 労働科学研究所(1943)、前掲書、38ページ。

88) 古沢(1943)、前掲書、59-63ページ。

89) 古沢(1943)、前掲書、15-26ページ。

90) 肩書きは、大政翼賛会厚生部となっている。牧、前掲書、本扉。

91) 牧、前掲書、263ページ。

92) 北川(1986)、前掲書、93ページ。

93) 塩田(1986)、前掲書、88-89ページ；北川(1986)、前掲書、92-93ページ。

識して、ある種の偽装をほどこした文章でつづられている⁹⁴⁾と述べている。戸塚は、当時の研究者が論文を執筆する際には、「敵」にとがめられることなく味方に内容を伝えようとする意図から「『文章や文字のあらわし方』だけではなく、『論理のはこび方そのもの』にも細心の注意が払われた」と指摘している⁹⁵⁾。古沢も、自身の研究成果を広めていくために、検閲の目を意識して研究書を著す必要があっただろうと思われる。労働者保護のために研究を行いたいと思っても、自由にそれができない時代であった⁹⁶⁾。

上記のようなさまざまな制約は、多かれ少なかれ、労研所員たちに影響を与えていたものと考えられる。そのため、たとえば越河六郎がいうように、桐原の戦時下における言説もまた、桐原の本意でなかったという可能性もある。越河は、戦後に桐原から、『女子勤労』には「本意でない部分が含まれている」ために、「見つけ次第必ず焼却するように」とのいっつけを受けていたことを明らかにしている。越河は、戦時期は「取ってつけたような、根拠となる理念もない飾り(?)の文章」を「付さないものが言えない」時代であったことを指摘し、桐原が「本意でない」とした部分を批評した研究に対して弁明を行っている⁹⁷⁾。

しかしながら桐原の戦時下の主張は精神主義が色濃い。労研が産業報国会に統合されるとともに、桐原も「生産力拡充」を接点として「国家へ接近」し、戦争を機に「真の産業合理化」が図られるものと期待した。さらに、太平洋戦争期には、桐原は大政翼賛会厚生部長となり、「女子労働の有効的活用をめざす発言」を重ねる。その柱は「労務管理と労働観の是正」であり、「表面上は、一応『真の産業合理化』の理想を踏むものであった」。しかし、戦争末期になると、そうした理想を越えて、「精神主義の極みともいえる」『女子勤労』のような言動をなした⁹⁸⁾。

戦時体制への対応のための女性の労働状況と、それまでの女性の生活との懸隔が大きければ大きいほど、その間隙を埋めるものが必要であった。そのため、「観念的な精神的な戦意

94) 戸塚秀夫(1969)「戦時社会政策論の一回顧」(『社会科学研究』第21巻第1号)5ページ。

95) 同書、5-7ページ。

96) 戦時下において、たとえば、石原修は「沈黙をしいられることになった。石原は農商務省嘱託として、「女工ノ衛生学的観察」と「女工と結核」という労働衛生史に名を残す研究を行い、工場法の実施に大きな影響を与えた人物である。しかしながら、それらの論文は政府から発表を禁じられており、上司の許可を受けることはなかった。そのため、論文の発表後、石原は当時の主要産業である紡績業者から恨みを買った上、1916年には農商務省の調査嘱託を解かれた。その後いくつかの省で官吏を務め、1926年には大阪医科大学衛生学教室の主任教授となり、1931年には大阪帝大の教授となるものの、1933年には文官分限令によって休職となり、以後敗戦まで沈黙を保った。三浦、前掲書、1-11ページ。

97) 越河六郎(2006)「『女子勤労』の時代的背景」(太田垣瑞一郎・越河六郎編著『労働の生産性—桐原葆見の労働科学—』労働科学研究所出版部)7-10ページ。

98) 大門、前掲書、3-5ページ。

高揚」を目指して、「とくに母性論の強調」が「行われたのであり、行わざるをえなかった」。女性一般が、政治的、社会的、経済的そして法律上において低く位置づけられている状況で、女性の戦時体制への積極的参加を果たさせるための、戦意高揚が必要となったのである⁹⁹⁾。桐原に見られる強い精神主義的主張は、そのような役割を果たすべくなされたものであろう。

桐原が「国家の力を背にした主張」を可能とした理由としては、まず「生産力を拡充する」という国家の目的に、桐原の論理が重なっていたことが考えられる。桐原は、生産力の拡充を労働時間延長のような労働強化には求めなかったが、「労働の能率」の向上による生産力の拡充を目指した。また2つ目の理由としては、桐原が「個人は職業によって国民として完成する」という考え方を持っていたためである。そのために桐原は国家と「密接に結合」していくこととなった¹⁰⁰⁾。戦前からの自身の主張が、戦争遂行のための論理と重なるものであったために、桐原は戦争を機に、より戦争協力的な主張や活動を行っていくことになったと考えられる。

以上のように、古沢は、経済的な理由から労働現場に押し出された階層の既婚女性がいることを把握していたものと考えられ、『婦人労働者保護』には、労働力を提供しながらもその労働環境に配慮がなされることなく酷使されていた、既婚女性の保護の視点があった。これは「階層をこえた属性に着目した」桐原にはなし得ない研究成果であったといえる。しかしながら、古沢の研究には労研所員という立場に基づく制約や、検閲の問題もあったと考えられ、「皇国勤労観」を反映した論理も見られる。桐原にも、戦時期にはさまざまな制約があったと推測できるが、自身の動員政策以前の主張が戦争遂行のための論理と重なっていたことから、精神主義的で「啓蒙」的要素の強い言説が生まれていった。

おわりに

以上のように、戦時下における女性動員政策を推し進めるために、「女子労務管理研究」が行われた。経済的必要性からは賃労働をする必要がない階層の未婚女性を労働現場に引き出すため、政府は工場などに対して受け入れ準備や労務管理の形成を強力に指導しなければならなくなった。また、未婚女性自身にも、主体的に労働する強い自覚を持たせる必要があり、それを促す「啓蒙運動」としての役割も担うため「女子労務管理研究」がさまざまな担い手によって行われた。

この「女子労務管理研究」の担い手のなかでも、動員政策以前から女性労働研究に取り組

99) 中罵, 前掲書, 251-253ページ。

100) 大門, 前掲書, 9-11ページ。

んできた機関である労働科学研究所は、1921年に設立された。最初の所員の中でも桐原葆見の研究活動は1930年代になると、心理学的な研究論文が減少し、指導者的な色彩を帯びてくる。

古沢によって著された『婦人労務者保護』では、動員政策で明示された女子専用の施設を、女性労働者の実態を踏まえてどのように実現させるべきかが研究され、それは、その後の政府の工場への指導方針に取り入れられた。また古沢が産婦人科学的知見から主張した女性労働者の健康管理についての研究内容は、「講習会資料」や「要綱」に反映され、工場指導の方針に組み入れられていったと考えられる。

戦時下において、古沢には経済的な理由から労働力を提供しながらも、その労働環境に配慮がなされることなく酷使されていた、既婚女性労働者の保護の視点があった。それは、「階層をこえた属性」に着目して主張を行った桐原とは一線を画するものだった。しかしながら、労研所員という立場に基づく制約や、検閲の問題もあったと考えられ、「皇国勤労観」を反映した論理も見られた。桐原にも、さまざまな制約があったが、自身の動員政策以前の主張との重なりから、彼は戦争を機に、精神主義的で「啓蒙」的要素の強い言説を行っていった。

1943年以降の日本社会の状況からは当然の帰結ともいえるが、実際のところ「女子挺身勤労令」が発令されるころには労働力の枯渇は極限に達し、政府の関心はもっぱらいかに動員数を維持・確保するかにあった¹⁰¹⁾。政府が立案した女性の健康管理、作業環境の改善は、戦時下においては実現することはなかったであろうと指摘されている¹⁰²⁾。

戦時下において労務管理に関わった研究者たちは、戦争遂行という至上命令に基づいて自身の学問を形作らなければならない制約があった¹⁰³⁾。労務管理は、「人間の労働を科学的な検討対象として位置づける」こととなり、年少労働者や女性労働者の労働条件を改善し、人間的な発達を保障するため、積極的な役割を果たした。しかし、一方で戦時体制を構築する労務管理とも重なって、国家統制を担う側面もあった¹⁰⁴⁾。「女子労務管理研究」に見られる

101) 塩田(2000), 前掲書, 22ページ。

102) 堀(1984), 前掲書, 25, 131ページ;塩田(1986), 前掲書, 84-91ページ。なお、佐藤(2003)は、「労働科学者の間では、長年積み重ねてきた労働科学の成果に裏付けられた労働保護法を、戦時とはいえ骨抜きにすることに対する批判が強かった」ことを指摘している。しかしながら「工場法戦時特例が出された後は、個々の企業レベルで労務管理政策を確立することによって女性労働者を保護していく以外にはや残された道はないというのが、労働科学の専門家の間でも共通認識」であった。佐藤, 前掲書, 232ページ。

103) 裴富吉(1996)「労務理論の転向問題—上野義雄・桐原葆見、三好豊太郎、淡路円治郎、広崎真八郎の戦時と戦後—」(『大阪産業大学論集 社会科学編』第102号) 36-37ページ。

104) 木村・前田, 前掲書, 65ページ。

研究者の制約は、彼らの戦時下における研究の葛藤を浮かび上がらせている¹⁰⁵⁾。

今後の課題として、動員政策によって戦時中に形成された女性労働者の勤労観の、戦後への連続¹⁰⁶⁾についても分析を広げたい。

105) 裴富吉は、戦時下の労務理論の形成に携わった研究者たちの批判的研究を行っており、一連の業績において、特に暉峻義等や桐原葆見について厳しい批判を行っている。しかしながら、研究者の戦時下における制約を一定程度認めており、彼らは「そうしなければ自分や家族の生活を脅かされ、ばあいによっては生命の危険すら覚悟しなければならなかった。それゆえ、彼らのそうした対応の姿勢を、いちがいにせめることはできないかもしれない」としている。裴は、問題は、「その後における彼らの態度〔反省〕のしめしかたである」として、戦後における研究者たちの態度を問うている。裴（1996）、前掲書、36-37ページ。

106) 近年、戦中から戦後への連続と変容に着目するという研究視角から、女性労働者動員政策研究の充実の必要性が指摘されている。京谷栄二（2007）「リベット工のロージーと女子挺身隊」（『長野大学紀要』第29巻第2号）25-43ページ；吉田誠（2014）「戦後初期の日産における人員体制の構築—女性労働者を中心に」（『社会科学論集』第143号）91-105ページ；濱口桂一郎（2015）『働く女子の運命』文藝春秋、81ページ。なお、吉田（2014）は戦後の日産における組合婦人部が1946年頃の課題について、「女性の労働問題に直接かかわる課題を扱うというよりも、『婦徳の涵養』すなわち『日本婦人』として『情操の向上』をはかることを目的としていた」という指摘を行っている。吉田、前掲書、98ページ。戦時期に、例として「要綱」では「婦徳ノ涵養ニ必要ナル教養ヲ授クルコト」とされており、戦時中の労務管理が、女性労働者に戦時期特有の母性観を反映した勤労観を植え付けた可能性を示唆する興味深いものである。